

地域の絆！

～安全・安心なまちづくり～

避難行動要支援者支援事業 制度のお知らせ

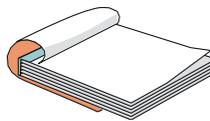
モデル地区事業を実施中です。ご協力をお願いします。

はじめに

小金井市では、災害が発生した際に自力で避難が困難な高齢者や障害のある方など「避難行動要支援者」に対して、地域の皆様のご協力をいただいて「支援者」になっていただき、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備して、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

制度の概要

避難行動要支援者名簿作成（市）



名簿対象者
下記の「対象となる方」

民生委員による個別訪問調査等をもとに、避難行動支援を要する方を名簿登載

市役所関係部署、消防署、民生委員等避難支援等関係機関で名簿情報を共有

避難行動要支援者支援事業 モデル地区事業



市とモデル事業を実施する自治会等において協定を結び、自治会等への情報提供の本人同意をいただいた方について、自治会・自主防災会等と名簿情報を共有

※ モデル地区によって、支援の仕方は異なります。

支援者の特定

自治会・自主防災会等のご協力をいただき、要支援者を支援してくれる方（支援者）を特定



支援者と要支援者ご本人等で個人の支援プランを作成



プランは、避難行動要支援者、支援者、自治会、市、民生委員等で共有

<支援者、関係機関> 平常時の見守り、災害時の安否確認、避難支援等を行います。

対象となる方は？

市内に住所を有し、居住する以下の①～⑥の方で、災害時に自力で避難できないなど、避難にあたり支援を要し、家族等の支援を得られない状況にある方

①満75歳以上のひとり暮らし、満75歳以上のみの世帯の方で、「高齢者地域福祉ネットワーク」に登録している方、②要介護認定で要介護3から5までの方、③身体障害者手帳の1級又は2級の方、④愛の手帳の1度又は2度の方、⑤精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の方、⑥左記①～⑤に準ずる方で特に支援が必要と市長が認める方 ※ 施設入所されている方は対象となりません

○ 避難行動要支援者の避難支援の仕組みってどうなっているの？

避難行動要支援者一人ひとりについて、近隣の方複数が「支援者」となって、要支援者と支援者で「本人の状況」「緊急連絡先」などの避難支援方法をまとめた「個別支援プラン」を作成しておき、いざという時の安否確認、避難誘導などに活用し、要支援者の安全を図ります。

「個別支援プラン」は、町会・自治会等、市や民生委員も共有し、災害時に備えます。

○ 「支援者」って？誰が支援してくれる人なの？

災害が起きた時に、要支援者のもとに駆け付けることができ、安否確認、避難誘導などの支援ができる人のことです。おもに要支援者の近隣の方に「支援者」をお願いします。

「支援者」は、要支援者本人が探していただくことを基本としますが、「支援者」がいない場合は、町会、自治会、自主防災組織などの地域組織に協力をお願いします、「支援者」を検討していきます。



○ 「個別支援プラン」はどんなもの？

災害時に、どこに、どのような支援を必要としている方がおられるかを、あらかじめ支援者や自治会、防災組織、民生委員、市などが把握しておくことで、万が一の時に迅速な対応が可能になります。個別支援プランには、要支援者の基本的な事項、特有の状況、かかりつけ医や緊急連絡先、留意しなければいけない事項など安否確認や避難支援に必要な情報を記録します。

○ 民生委員の役割は？

民生委員は、災害時に要支援者の安否確認などを行うことを目的に担当地区の要支援者宅を個別訪問し、情報を収集していますが、災害時には、担当地区全体の要支援者の把握や安否確認などを行うため、特定の方への支援を行うことはできません。地域の皆様の力が不可欠です。

○ 個人情報の取り扱いは？

要支援者の個人情報については、行政内及び町会・自治会、支援者等において適正に管理します。災害時の救護等の避難支援以外の目的には使用しません。



【地域の皆さまへ】 ～ お願い ～

災害が発生した時は、行政機関などが、様々な公的支援を行いますが、それだけでは限界があります。災害から身を守るためには、「自らの命は自らで守る」という**自助**と、「自分たちの地域は自分たちで守る」という**共助**の考え方がとても重要になります。普段から地域の皆さんとのつながりを大切にすることを心がけましょう。

本制度の趣旨をご理解いただき、避難行動要支援者避難支援の取り組みにご協力いただきますようお願いいたします。

お問合せ先 小金井市福祉保健部地域福祉課地域福祉係
電話 042-387-9915